健都クラスター推進協議会規約

資料４

資料４

資料４

**第１章　総則**

（名称）

第１条　本会は、健都クラスター推進協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第２条　本会は、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）における国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所を中心とした、健康・医療のクラスター（以下「本クラスター」という。）形成を推進することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 健都内外との有機的連携方策に関する協議・調整
2. 本クラスターの広報活動
3. 本クラスターへの企業等に対する立地インセンティブに関する協議・調整及び誘致活動
4. クラスター形成の維持等に関する運営の課題等協議及び課題解決に向けた対応への協力
5. クラスター形成に関する進捗状況把握・現状評価
6. 第１号から第４号に掲げる事項に関する構成団体間の連絡調整
7. 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

**第２章　構成団体**

（構成団体）

第４条　本会の構成団体は、別表のとおりとする。

**第３章　会議**

（設置）

第５条　会議は、事務局が招集する。

２　必要に応じて、関係団体及び機関の出席を求め、その意見を聴取することができる。

３　本会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

**第４章　事務局**

（事務局）

第６条　本会の事務局は、大阪府に置く。

**第５章　規約**

（規約の変更）

第７条　この規約の変更は、本会に諮って決定する。

（その他）

第８条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会に諮って定める。

附則

この規約は平成３０年６月１４日から施行する。

附則

この規約は令和　５年９月７日から施行する。

別表（第４条関係）（５０音順）

|  |
| --- |
| 一般社団法人健都共創推進機構 |
| 大阪府 |
| 厚生労働省 |
| 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 |
| 国立研究開発法人国立循環器病研究センター |
| 吹田市 |
| 摂津市 |